

山北町立山北中学校いじめ防止基本方針

(H31年4月版)

山北町立山北中学校 生活支援グループ

1 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条より「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

山北中学校では、法の定義や国・神奈川県・山北町のいじめ防止基本方針及び考え方に基づいて、学校の内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものはすべていじめととらえます。

2 いじめに対する基本認識

いじめはすべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき大人全員の課題であることから、子どもも大人もいじめに対する次の基本認識を持って問題に向き合うことが必要です。

◎絶対に許されない行為であること

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう行為として、絶対に許されません。

◎様々な場面で起こり得ること

いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。インターネット等を通して、直接的な場面以外でも行われます。

◎だれでもどこでも起こり得ること

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こり得るものです。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものです。また、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた所属集団の構造上の問題でもあります。

◎発見しにくいものであること

いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです。

◎犯罪行為にもなること

いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

3 いじめ対策の基本理念、及びいじめの防止等に関する基本的な考え方

(山北中学校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

また、学校の内外を問わず、様々な場所・場面でいじめが起り得ることから、社会や家庭、地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。すなわち、安心できる学校生活の実現と、より良い仲間づくりに努めます。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域の関係者との連携を図りながら、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応し、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

4 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心、人権感覚や規範意識を培い、他者の大切さを認め、心の通うコミュニケーション能力を育成しながら、すべての教育活動を通じ、道徳教育及び主体的な学習の充実を図り、自己有用感の醸成に努めます。
- ・生徒が自主的に行う、いじめ防止に資する生徒会活動等に支援を行います。
- ・行事やボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめについて校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒のわずかな変化も見逃さず、見守っていくために、生徒とかかわる時間を多くできるように努めます。
- ・いのちを大切にする心を育て、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。自分の「いのち」はもちろん、他者の「いのち」も大切にして、いじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 生徒対象学校生活アンケート調査 年3回(6月、11月、2月)
 - ② 教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラーの活用
 - ② 必要に応じた教育相談の実施
- ・相談・通報のあった事案は、「生活支援グループ」を通して情報共有を行います。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・生徒が発するいじめの小さなサインを見逃さないように努めます。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめやその疑いがある行為を発見した場合は、すぐにいじめをやめるよう指導します。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実関係の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が、安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめをおこなった生徒に対し、指導をし、反省を促すとともに、必要かつ適切な措置を講じ、それぞれが安心して学習できる環境を保障します。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、傍観者にならずに、誰かに知らせる、その行為を止められるような勇気を持てるよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる指導をし、状況に応じて保護者との連携を図ります。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために十分に配慮をします。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- ・「いじめの解消」と判断する条件を「いじめ行為が3か月以上ないこと」「被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること」とし、解消に向けて継続的に対応します。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況について、学校の評価に位置づけ、PDCAサイクルに基づいて、改善見直しを行います。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、携帯電話教室や情報モラル研修会等の必要な啓発活動を行います。

5 「いじめ対策組織等」→「いじめ対策会議」、「いじめ緊急対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学年の生徒指導担当の教員で構成される「いじめ対策会議」（生徒指導担当者連絡会を兼ねる）を設置し、月に2～3回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、「いじめ緊急対策委員会」の会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ対策会議」活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告
- ・いじめを生まない土壌づくりをするための継続的な取り組み

(2) 「いじめ緊急対策委員会」の構成

緊急を要する事案が発生した場合、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、当該生徒の担任、教育相談コーディネーター、養護教諭でいじめ緊急対策委員会を構成します。（検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。）

6 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、町教育委員会を通じて教育長に報告し、町教育委員会と協議の上、「いじめ緊急対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 重大事態の際の「いじめ緊急対策委員会」の構成

- ・校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、教育相談コーディネーター、当該生徒担任
- ※ 事案内容により構成員については町教育委員会と検討し、校長が任命します。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査をします。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をします。
（平成29年3月文部科学省：「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて）
- ・町教育委員会、および町長への調査結果報告をします。
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出します。